

# 生活保護の在り方に関する資料

国立社会保障・人口問題研究所  
所長 京極高宣

## 生活保護の在り方について(メモ)

国立社会保障・人口問題研究所

所長 京極高宣

1 生活保護はわが国社会福祉の根幹だが、それを他の福祉施策と切り離して「特別なもの」と考えるべきではない。

●かつて生活保護と他の福祉施策と国庫負担率は同一(10分の8)であり、他法他施策とバランスがとれていた。

●生活保護と他の福祉施策の区分も時代に対応して変わるもので、絶対的なものではない。後の行革(1989年)で生活保護は10分の7.5(4分の3)、他の福祉制度は10分の5(2分の1)と変化した。

2 生活保護を機関委任事務的発想で「国の責任」とみなして、地方自治体の福祉施策と切り離して考えることは、他法他施策を活用して自立支援を促進する観点からマイナスである。生活保護は法定受託事務であり、国と地方が共同して実施する責任があり、特に地方のうち都道府県の広域行政の責任はきわめて大きなものがある。特に医療政策、住宅政策、就労支援などの都道府県行政との連携は不可欠である。

3 生活保護を、福祉の最前線で、市民に対する有益な業務であり、地域福祉の原点と捉える必要もあり、国の「下請け」と見えることは誤りである。

4 市民への「最低生活の保障」の責任から逃げ、「国の責任」のみを強調する地方自治体の姿勢は、生活保護に関する地方の責任を曖昧にして「貧困者」を切り捨てる地方行政と捉えかねられない。

5 21世紀の今日、生活保護と他法他施策を一体的、総合的、整合的に動員してこそ、地域福祉の充実が図れるし、「自立助長の支援」、「被保護からの脱却」という生活保護の目的も達成される。